

ID: 332

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市立学校施設目的外使用規則 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年教育委員会規則第18号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (使用の範囲)</p> <p>第3条 学校施設の使用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 学校関係団体が使用する場合 (2) 社会教育、文化、スポーツ活動等に使用する場合 (3) 官公署が使用する場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、公共の利益を目的としていると認められる場合 (使用許可の申請手続等)</p> <p>第5条 学校施設を使用しようとする者は、学校施設使用許可申請書(様式第1号)を使用期日前7日までに当該学校長を経て教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、使用の許可をしたときは、学校施設使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 教育長は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 334

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

<b>処分の概要</b>	特別設備の設置等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市立学校施設目的外使用規則 第10条		
<b>例規番号</b>	平成17年教育委員会規則第18号		
<p><b>【基準】</b>                  第10条の規定による。                  (特別設備の設置等の許可)                  第10条 使用者は、学校施設内に特別の設備を設置し、又は特殊物品を搬入しようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日